

昭和55年

農業所得標準がきまりました

◆水 稻 (10アール当り)

等級	所得金額	等級	所得金額
1	79,600円	7	57,600円
2	75,000円	8	53,000円
3	70,600円	9	48,100円
4	66,300円	10	43,000円
5	63,700円	11	37,100円
6	61,400円		

◆ 田うら麦 (10アール当り) 29,000円

◆ 普通畑 (10アール当り) 26,900円

◆ 別途控除する標準外経費

◎ 共通のものとしては・・・

土地改良費、小作料、賃耕料、雇人費
借入金利息

◎ その他のものとしては・・・

大農具償却費、ライスセンター委託料
請負耕作委託料等があります。

トラクター、コンバイン等は ナンバープレートを・・・

農作業は、機械化が進み農作業用小型特殊自動車の普及は著しいものがあります。

次に該当するものは、ナンバープレート装着が義務づけられています。

軽自動車税の対象となりますので、購入と同時にナンバープレートの交付及び軽自動車税の申告が必要です。

○該当するもの

・運輸大臣の型式認定(農・号)を受けているもの。

・乗用装置のあるもの。

・自動車の全長4,70メートル以下、全幅1,70メートル以下、全高2,00メートル以下のもの、最高速度15キロメートル毎時以下のもの、総排気量1.50リットル以下のもの。

▶税率 年額 1,450円

▶申告先 市役所税務課

(注) 56年度に地方税法の改正があつた場合、上記税率に変更を生じることがあります。

昭和56年交通安全 年間スローガン

- 運転者に対するもの
ゆつくり 走つて みませんか
- 歩行者・自転車乗用者に対するもの
待ちましょう はらはら
どきどき 渡るより
- こどもからの募集
一人でも まちますきちんと 青信号

洪木地区の地域集団電話の 電話番号が変わりますノ

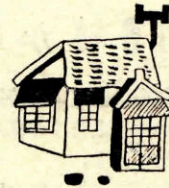
洪木地域の集団電話は、一般加入電話に切替わるため、電話番号が変更されます。洪木地域集団電話へおかけのときは、番号案内係「104」で、よく確かめてください。

【切替期間】

3月2日～3月20日の間に順次変更されます。

長門電報電話局

固定資産課税台帳を お見せします!!



3月1日

3月20日

昭和56年度の固定資産課税台帳をお見せいたします。

この課税台帳には、固定資産税額、都市計画税額の算出の基礎となる固定資産(土地、家屋及び償却資産)の価格を決めて登録してあります。新しく土地を取得されたり、家屋を新增築された方に限らず、あなたの固定資産の評価について、納得のいくようこの機会によくご覧ください。

なお、ご覧になって異議のある方は、3月30日までに、長門市固定資産評価審査委員会に対して、文書で審査請求をすることができます。

ご遠慮なく係員にご相談ください。

【縦覧の期間と場所】

- ・期 間 3月1日から3月20日まで
- ・場 所 市役所税務課・通・俵山支所

長門市史民俗編発売中

一家に一冊は
ぜひそなえましょう

「長門市史民俗編」を発売中ですが残り少なくなってきました。買っていただいた方からは大好評を受けています。さらに全国関係各方面からも極めて高い評価をいただいております。この長門市史は私たちの身近な生活の中にある風俗習慣を、おじいさん・おばあさんの記憶をたどりながら、多くの市民の協力を得てまとめたものです。

この際、「ぜひ一家に一冊」おそなえになり、長門市のすぐれた民俗文化を心にきざみこんでいただきたいと思います。

なお、文章はやさしく、小・中学校の生徒のみなさんにも、郷土を知るよい参考書となるものと信じます。

◇ 発売場所

- 市役所市民相談室(1階玄関)
- 市史編集委員会事務局(3階)
- 通・仙崎・俵山地区は各支所でも取扱っています。

◇定 価 2,800円(市民価格)